

教訓業務に関する達を次のように定める。

平成22年3月1日

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

教訓業務に関する達

改正 平成26年3月17日達第61—9—1号 平成30年3月16日達第61—9—2号
令和2年3月25日達第61—9—3号

(趣旨)

第1条 この達は、陸上自衛隊における教訓の作成、普及及び管理に係る業務（以下「教訓業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 防衛、警備等の事態における教訓業務については、別に定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教訓 主として部隊運用及び教育訓練を通じて得られた運用、防衛力整備、研究開発（研究開発に関する達（陸上自衛隊達第100—1号（27.12.3））第4条に規定する運用研究、装備研究、教育訓練研究、衛生研究及びその他の研究をいう。）及び教育訓練等に資する知識をいう。

(2) 学校 陸上自衛隊の学校及び自衛隊体育学校をいう。

(3) 部隊等 陸上自衛隊の部隊及び機関（教育訓練研究本部及び前号に掲げる学校を除き、自衛隊情報保全隊、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）をいう。

(教訓業務の目的)

第3条 教訓業務は、陸上自衛隊の運用、防衛力整備、研究開発、教育訓練等の進展に寄与することを目的とする。

(陸上幕僚長)

第4条 陸上幕僚長は、教育訓練研究本部の教訓業務の実施に関し、必要な指針の付与及び統制等を行うものとする。

2 陸上幕僚長は、必要に応じて、得られた教訓を活用し、陸上自衛隊の各種計画、施策等に反映するものとする。

(教育訓練研究本部)

第5条 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊の年度業務計画運営規則（陸上自衛隊達第11—1号（28.3.29））第3条に規定する陸上自衛隊の年度業務計画（以下「年度業務計画」という。）に基づき、陸上自衛隊の教訓業務を行うものとする。

2 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊の各種計画、施策等に資する

教訓を適時に陸上幕僚長へ報告するものとする。

- 3 教育訓練研究本部長は、学校の長に対して教訓業務の実施のために必要な統制を行うものとする。
- 4 教育訓練研究本部長は、教育訓練研究本部が統制する教訓業務に関する重要事項を調整及び審議する機関として、教育訓練研究本部に委員会等を設置することができる。なお、当該委員会等の構成その他必要な事項については、教育訓練研究本部長が別に定めるものとする。
- 5 教育訓練研究本部長は、必要に応じて、学校及び部隊等の行う教訓業務を支援するものとする。
- 6 教育訓練研究本部長は、必要に応じて、得られた教訓を活用し、研究開発等に反映するものとする。

(学校)

第5条の2 学校の長は、年度業務計画に基づき又は自ら若しくは教育訓練研究本部長から必要な統制を受け教訓業務を行うものとする。

- 2 学校の長は、必要に応じて、得られた教訓を活用し、校務等に反映するものとする。

(部隊等)

第6条 部隊等の長は、年度業務計画に基づき又は自ら教訓業務を行うものとする。

- 2 部隊等の長は、年度業務計画に基づき又は任務に支障のない範囲で、教育訓練研究本部及び学校の実施する教訓業務を支援するものとする。
- 3 部隊等の長は、必要に応じて、得られた教訓を活用し、隊務等に反映するものとする。

(特別の部隊)

第7条 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第22条の規定により特別の部隊が編成された場合において、当該部隊に陸上自衛隊の部隊があるときの教訓業務については、各種計画等に基づくほか、別に示すものとする。

(教訓業務の実施)

第8条 この達によるほか、教訓業務の実施に関し必要な事項等については、別に定める。

附 則

この達は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成26年3月17日陸上自衛隊達第61-9-1号)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則(平成30年3月16日陸上自衛隊達第61-9-2号)

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和2年3月25日陸上自衛隊達第61-9-3号)

この達は、令和2年3月25日から施行する。